

確認した。

- (4) 請求・領収書の宛先が佐渡観光協会以外のものを支出した経過について詳細調査した結果、当該事業に係る経費であると認められることから、適正な書類を実績報告書に添付するよう指示し確認した。

また、過年度分の支出については補助対象外として実績報告書の再提出を指示し確認した。

- (5) 佐渡市補助金等交付規則及び一般社団法人佐渡観光協会補助金交付要綱に基づき厳正な審査を行うとともに定期的に実地調査を行う。

3 一般財団法人 佐渡市スポーツ振興財団に対する指摘事項

- (1) 規約等に不備な点が見られた。規則の整備や財産台帳等の整備は適正に行うことを求める。

- (2) 佐渡市スポーツ振興財団の会計と各スポーツイベント実行委員会の会計間で予算の繰入れ、繰出しを頻繁に行っているが、それぞれ独立した会計であり、イベント実行委員会の会計に現金や不足金が発生したとしてもその都度、繰入れ、繰出しするのは不適切である。それぞれの会計予算はきちんと区別し、適正に執行することを求める。

- (3) 旅費に「備品購入」等を含めた事例や重複した旅費を支出している

る事例、必要のない手持金を年度末に現金処理していたり、決算書に記載漏れの支出や決算書に記載のある支出を決算後に執行している事例があった。適切な予算執行を求めるとともに組織内でのチェック体制の強化を望むものである。

- (4) 出張旅費を当初予算から大幅に増額し、一人の職員が年間120日もの出張を行っていたが、出張の復命書の提出がなく、行程や目的、実績等の確認ができなかった。旅費については、規程どおり必ず復命書を提出することを求める。

改善措置の状況

- (1) 現在、引き続き各種規程の再度見直し作業を進めており、整備期限を平成28年度までとして整備完了する。

- (2) 平成26年度の会計処理から各実行委員会へ説明し了承を得て、各イベントの会計は単独処理を行っている。また、平成27年度からは財団会計からの繰越処理は行わないことにする。

- (3) 歳入歳出科目については市の科目に準じたものとし、適切な予算執行に努めている。さらに決裁区分に係わらず全ての会計処理について担当理事が内容確認するように平成27年度からチェック強化を

行っている。

- (4) 出張を行った時には復命書の提出義務を平成27年度から徹底している。

4 社会教育課に対する指摘事項

- (1) スポーツツーリズム負担金について、佐渡市スポーツ振興財団運営経費負担金に含めて一括して支出しているが、スポーツ振興財団運営経費とは別途に補助金としての手続きにより支出するよう求める。

- (2) 各スポーツイベント実行委員会の予算には実行委員会事務局経費等の必要経費が含まれておらず、イベントごとに必要な業務の総事業費が不明となっている。イベントごとに事務局経費も含めた必要な金額をそれぞれの会計に計上し、その額を総事業費として、佐渡市の負担金額を決定するべきである。
- (3) 佐渡市の各スポーツイベント負担金を佐渡市スポーツ振興財団に交付した後、佐渡市スポーツ振興財団が各スポーツイベント実行委員会会計に振り分けているが、直接各実行委員会に交付すべきである。今後は適正に処理するよう求める。

- (4) 佐渡市スポーツ振興財団の経理事務に関して、誤り等の事例が数多く見られた。財政援助の担当課

として、公金の適正な支出確認のための検査は、厳正に実施するよう求める。

改善措置等の状況

- (1) スポーツツーリズム負担金は、平成27年度から佐渡市体育協会へ目的を明確にして、補助金で支出している。

- (2) 各スポーツイベント実行委員会事務局経費等については、精査するよう指導している。今後、各イベントの総事業費について見直し、負担金の基準について再検討し、適正な負担金額となるよう努める。
- (3) 各イベントの負担金については、平成26年度から各イベント実行委員会へ直接交付している。

- (4) スポーツ協会では、経理事務の誤りがなくよう全ての会計処理について担当理事が内容確認するよう平成27年4月からチェック強化を行っている。また、佐渡市が主催する事業等の負担金については、補助金等交付規則上の手続きを要しないものとなっているが、公金が適正に支出されているか検査することとする。